

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 丹波市地方就職学生支援事業に関する報告又は立入調査について、兵庫県及び丹波市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、丹波市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなったとき：全額
 - (2) 交付決定の内容又は要件に違反したとき：全額
 - (3) この要綱に違反したとき：全額
 - (4) その他市長が支援金を交付することが不相当と認めたとき：全額
 - (5) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき：全額
 - (6) 申請日から1年以内に丹波市に転入しなかったとき：全額
 - (7) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞したとき（退職日から3月以内に内定先企業以外の兵庫県内の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - (8) 申請日又は支援金の要件を満たす就業先への就業日のいずれか遅い日から3年未満に市外へ転出したとき：全額
 - (9) 申請日又は支援金の要件を満たす就業先への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき：半額